

河川第648号
平成15年3月11日

国土交通省近畿地方整備局
河川部長様



淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）
に関する意見について（回答）

標記について、府内関係部局に照会しましたところ、別紙のとおり意見がありましたので、回答します。

なお、今回の意見照会については、今後の河川整備計画原案の策定に向けての意見聴取であり、今後整備計画原案策定の過程においては、何度か意見交換をさせて頂けるものと理解しておりますので、よろしくお願ひします。

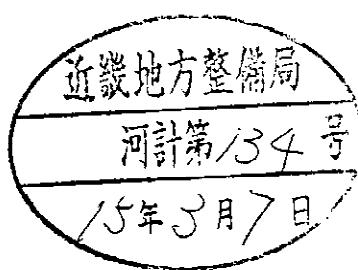
また河川法によれば、河川整備基本方針の策定に際しては、地方公共団体への意見照会の規定はないものとは承知しておりますが、河川整備計画に対する大阪府の意見を回答する際の参考としたいので、現在の段階での基本方針案についてご教示頂きたく、合せてお願ひ致します。

問合せ先

大阪府土木部河川室計画グループ

高平、安藤

直06-6943-7409



意見内容（要約版）

項目	内容	要約	意見部局課	備考
治水計画の内容	猪名川	下流神崎川に影響がないよう確認されたい	河川室	
	芥川	上流区間の改修を予定しており、下流直轄区間も整備推進されたい	河川室	
	余野川ダム	長年にわたる経緯を踏まえ、 ・従来どおりダム事業と区画整理事業の一体的整備の事業推進を要望 ・仮に見直しの場合は、地元や区画整理事業への影響に支障をきたさないよう適切に配慮されたい。	水緑課	
	高規格堤防	まちづくりと一体となった整備箇所は何処か? 河川管理者が積極的に調整していく意思を表現すべき	総合計画課	
利用	高水敷利用	個々の案件について議論するよりも、流域全体で整備計画を立てていくべき	公園課	
		府国土利用計画（貴重なオープンスペースとして地域特性に応じ…）に整合した方針とすべき	総合計画課	
	水上オートバイ、船舶	水上オートバイ等の利用規制検討に当っては生態系への配慮を希望	緑整備室	
		水上オートバイの利用箇所については、将来の課題とするのではなく、速やかに利用箇所移設を実施して欲しい	水道部	
環境	景観	なぜ景観のみなのか？手続きの方法、誰がどう評価するのか？	総合計画課	
		景観条例に基づく地域指定の手続き中であり、景観形成の目標を盛り込むよう文案修正	建築指導室	
	生態系	魚類が中心であるが、鳥類などの記述も追加すべき	緑整備室	
		井堰等の整備に当っては、河川護岸や底の形状についても生態系に配慮したものとなるよう調査・検討されたい	水産課	
	外来種対策	リリース禁止については府民からも賛否両論の意見があり条例化の動きはないが、外来種の規制のあり方については関係機関と検討必要	農林総務課	
その他	土地利用の規制誘導	土地利用の規制・誘導を含めた都市計画での対応とは具体的にどのような対応か	総合計画課	

	住民との連携	組織の育成、活動拠点整備づくり、体験学習の場 等を追記されたい	水産課	
	協議会・検討会	具体的な整備内容は委員会や協議会で検討する事柄が多いので、効率的に運営をお願いしたい。	河川室	
字句修正	阪神西大阪線	「実施時期を検討」⇒「実施」として欲しい。	河川室	
	高規格堤防	「調整済である大庭、津之江…」⇒「調整中である大庭、津之江…」	都整推進課	
	天然記念物	「固有種・在来種・希少種…」⇒「天然記念物・固有種・希少種…」 「オオサンショウウオ」 ⇒「天然記念物オオサンショウウオ」	教育委員会	

意見内容

項目	本文箇所	意見	意見部局課	備考
治水計画の内容	P. 16 8) 猪名川	神崎川に流入する猪名川については、引渡し流量の確認を行い、下流河道に影響を与えないよう確認していただきたい。	河川室	
	P. 16 9) 淀川の支川 9) - 1 芥川	芥川直轄区間の上流部において、大阪府が河川整備計画を策定し、河川整備を実施する予定であります。したがって、直轄区間の河川整備においても、整備の推進をお願いしたい。	河川室	
	P. 27 4. 6. 3 各ダムの整備の方針 (5)余野川ダム 5. 6. 2 各ダムの整備内容 (5)余野川ダム	<p>『ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。』</p> <p>『(なお、上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映させる予定である。)』</p> <p>河川整備計画の具体的な内容は、現段階では提示されていない状況ではありますが、余野川ダムと関係のある大阪府（箕面都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」とする。）施行者）としての意見を申し上げます。</p> <p>猪名川総合開発事業における特定多目的ダム法に基づく基本計画についての同意に関しては、昭和58年9月、大阪府議会での議決を得たところ、水配分確定の見通しがないため、告示行為がされませんでした。</p> <p>その後、協議調整の結果、平成3年8月、近畿地方建設局、兵庫県、大阪府の間で水配分が合意された後に告示行為がされるなど、府として余野川ダムの整備に協力をしてきました。</p> <p>ダム事業としては、昭和52年度から事業調査を進めるとともに地元意向調査をしてこられましたが、その地元の意向は「ダム事業には反対であるが、周辺開発が同時になされる事を条件に賛成する」というものであり、余野川ダム周辺の宅地開発の実施が不可欠の状況でした。</p>	水緑課	

		<p>そのようななか、平成3年6月に建設省近畿地方建設局から大阪府に「猪名川総合開発事業余野川ダム及びダム周辺開発事業の促進について」の依頼があったため、当時まだ事業主体が決まっていなかったダム周辺開発について、府が宅地開発の事業主体となることを決断し、余野川ダム周辺の地元意向に対応するにいたり、ようやくダム建設についての地元合意がなされた経緯があります。</p> <p>その後も平成4年5月、余野川ダム事業への周辺地元住民からの要望に対応するため設立された猪名川総合開発（余野川ダム）協議会にも府は当初より参画しています。</p> <p>さらに、土地区画整理事業区域における絶滅危惧種のオオタカの営巣発見及び住宅需給動向や地価の下落等により、土地区画整理事業の見通しが困難な状況のなかにおいても、本府は、平成12年11月に猪名川総合開発工事事務所から提出された“「水と緑の健康都市開発事業」と「余野川ダム建設事業」の一体的推進への要請”を受けて、土地区画整理事業の見直しに関し、余野川ダム事業との一体的整備に齟齬が生じないよう配慮してきました。</p> <p>今回、河川整備計画の策定にあたり、以上のように長年にわたり協力、協調してきた本府としましては、整備内容やスケジュールにおいて、従来どおり余野川ダム事業と土地区画整理事業との一体的整備を大前提として事業推進を図られることを強く要望致します。</p> <p>なお、今後、仮に余野川ダム事業の計画に見直しが生じる場合は、河川管理者におかれましては、余野川ダム事業と土地区画整理事業が上記のように一体的整備を進めてきたと言う認識の上に立ち、周辺の地元や、本土地区画整理事業に支障を生じさせることのないよう適切に配慮していただくことをお願い申し上げます。</p>	
--	--	--	--

	P. 13 3)堤防強化対策 ①高規格堤防化	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりと一体となった整備の調整が図られた箇所を実施する あるが、点野、新町、江川、大庭、津之江、牧野北及び淀川下流左岸地区以外でも、調整が図られた箇所は実施するという理解でよいのか？ ・また、調整が図られたという表現は、地方自治体が主体となって調整するという意味にもとらえられるため、河川管理者が積極的に調整を行っていくという意思が伝わるような表現にすべきと思われる。 ・淀川左岸区間とは具体的にどこか示すべきと思われる。 	総合計画課	
利用	P. 24 4. 5. 2 5. 5. 2 河川敷	<p>『本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。』</p> <p>『河川利用委員会（仮称）を設置したうえ広く意見を聴き、個々の案件毎に判断』</p> <p>については、個々の案件について議論するよりも、流域全体で整備計画を立てていくべき</p> <p>(意見内容)</p> <p>淀川河川公園や石川河川公園は河川敷を公園的に利用することを前提に都計決定されており、地元説明会や審議会など、地元、利用者、学識経験者、自治体、国の意見を聴いた上で、総合的に合意を得て決定されたものである。現実的にも多数の人々が利用し、さらなる整備の要望も強く出されている。</p> <p>大阪府域の淀川、大和川、石川は都市化された地域にあり、グランド等の良好な空間を求めることが非常に困難な地域である。河川敷にグランドがあることは満足すべき状態ではないかもしれないが、現状の府民の満足度を高めるためには必要と考えられる。</p> <p>グランド等のスポーツ施設の配置や河川敷きの利用形態は総合的なまちづくりの中で議論すべきであり、河川整備の面からだけで議論</p>	公園課	

		<p>し縮小を基本とすることを結論として打ち出すべきではない。</p> <p>また、利用について個々の案件ごとに判断するよりも流域全体で整備計画をたて維持管理していく方が地域住民の満足度を高め総合的なまちづくりを進める上で効果的ではないか。</p>		
		<p>「グランド等のスポーツ施設のように本来河川敷以外で利用するものについては縮小していくことを基本とする」とあるが、平成13年10月に策定した大阪府国土利用計画（第三次）においては、「土地の持つ多面的な機能を評価し、公共でも民間でもない半公共的な、いわゆるセミパブリックな空間を広げ、活用していく」とし、河川については、河川に与える影響に十分配慮した土地利用を進めるとし、貴重なオープンスペースとして地域特性に応じ、水辺環境を活かした親水性の向上、自然環境の保全につとめるとしている。この考えに沿って、都市化の進んだ地域における貴重なオープンスペースである河川敷において、グランド等のスポーツ施設を縮小することを基本とするのではなく、河川の環境や現状の周辺の土地利用、施設の利用状況などを考慮して使用目的を検討していくことを基本的な方針とすべきではないか。</p>	総合計画課	
P. 23 5. 5 利用 5. 5. 1 水面 1)水上オートバイの利用規制 2)船舶等の通行規制		<p>水上オートバイの利用規制、船舶等の通行規制にあたっては、できる限り、水鳥の集団渡来地を避けるなど生態系への配慮をお願いしたい。</p> <p>水上オートバイの利用箇所の設定につき、「将来的には」大堰下流への移設を検討するとされている。しかし、取水口の直前でベンゼンなどにより汚染されている状況は望ましくなく、またオートバイ同士の衝突によって油漏れなどの事故があれば取水に重大な影響を与えることともなるので、将来の課題とするのではなく、速やかに利用箇所移設を実施してほしい。</p>	緑整備室	
			水道部	

環境	P. 10 4. 2. 7 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・治水施設などの新設、改築にあたっては、周辺の景観の観点からのアセスメントを実施するとあるが、なぜ景観の観点からのみなのか。P1 の河川整備の基本的な考え方を読むと、動物や植物などの評価項目も必要と思われる。 ・景観の観点のみならば、景観が特に重要であるという説明が必要と思われるがどうか。 ・景観のアセスメントは高規格堤防も対象となるのか？堤内地に盛土を行う高規格堤防は通常の河川構造物とは異なるため、その評価方法も違ってくると思われる。対象となるならば、具体的にはどういった評価を行うのかを整理する必要があると思われる。（例えば、歴史的建造物や古い町並みが保存されている地区では、高規格堤防の実施そのものが問われるかもしれないし、不連続に整備（点で整備）される高規格堤防の地区などは、その地区だけを見ると良好な景観が出来るかもしれないが、隣接地や沿川全体の景観としては良好かどうか疑問。） ・どういう手続きでアセスメントを実施し、誰がどのように評価するのかについても示すべきではないか。 	総合計画課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、景観条例に基づき、淀川及びその沿川を景観形成地域として指定するため、関係市町長の意見聴取等の手続き中である。地域の指定にあたっては、別添案の景観形成方針及び景観指導基準を定め、公共施設等及び公益施設の景観形成の方針についても定める予定である。 ・「河川整備計画策定にむけての説明資料」によれば、景観を含めた河川環境の整備の方向性は、上記の景観形成方針等の内容と齟齬はないと思われる。 ・「景観」の項目中、「河川整備の方針」では、施設の設置の場合の景観に対する配慮（アセスメントの実施）が記述されているが、「自 	建築指導室	

		<p>然景観の保全・再生」といった景観形成の目標を示しておく必要があると考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>《修正案》</p> <p>4.2.7 景観</p> <p><u>自然のうるおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える、美しいまちなみや山なみが織りなす雄大な景観を守り、育てる。</u></p> <p><u>治水施設などの新築及び改築にあたっては、周辺の景観の観点からのアセスメントを実施し、河川の自然景観の保全に配慮する。</u></p> <p><u>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備等の許認可に際しては、その事業者に対して、景観の観点からのアセスメントの実施を指導し、自然景観との調和への配慮を求める。</u></p> <p>また、ダム貯水池法面の裸地の緑化対策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、本整備計画と、景観条例に基づく景観形成方針等を連携させて府民への周知や情報提供等を行うことにより、淀川に対する関心をより一層高められると考える。 </div>		
P. 8~9 2. 1. 6 4. 2. 6 5. 2. 6 生態系		生態系に関する記述が魚類中心であり、他の生物については、ほとんど触れられていない。鳥類をはじめ、野生動植物の生息環境への配慮等についても記述されたい。	緑整備室	
P. 5 5. 2. 1 河川形状 (3)縦断方向の河川形状の修復		井堰、落差工などの整備に当たっては、水産資源保護法の目的である水生生物の保護・培養を図り、その効果を将来にわたって持続できるよう、河川を遡上・降下するアユ等の魚類の生態に配慮した魚道整備を行うほか、河川護岸や底の形状についても、その河川の生態系に配慮したものとなるよう調査・検討を実施されたい。	水産課	

	P. 9 5. 2. 6 生態系 (3)外来種対策の推進 ②外来種のリリース禁止などの自治体の条例制定に向けた調整・協議	現在、外来魚問題への対応については府漁業調整規則により、ブラックバス等の移植を禁止し、その周知・啓発を図っているところである。「リリース禁止」措置については、府民からの意見においても賛否両論があり、現時点では条例制定の検討は行っていないが、今後、外来種の生息拡大防止並びに効率的な駆除など、外来種の規制のあり方について関係機関と検討を進めていく必要がある。	農林総務課	
その他	P. 13 ②土地利用誘導	・破堤による被害の回避・軽減のために土地利用の規制・誘導を含めた都市計画での対応とあるが、具体的にはどのような対応を都市計画で行うのかを記述すべき。	総合計画課	
	P. 3 5. 1. 2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携	上から8行目の「・・・を試行的に活用」の後に以下を追記する。 「水生生物や水辺環境などの保全に向けたボランティア・NPO組織等の育成や活動拠点づくりへの支援と環境体験学習の場の整備」	水産課	
	P. 7 P. 18 P. 18 P. 20 P. 20 P. 22 P. 24	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立 淀川大堰閘門検討委員会、淀川舟運研究会での継続検討 淀川洪水・地震等危機管理検討委員会の活用 排水機場運用 関係機関から成る協議会の設立 水難事故防止協議会（仮称）の設置 渇水対策会議を平常時からの水利用についての具体的方策が協議できる組織への改正 河川利用委員会（仮称）の設立	河川室	

	協議会・検討会	等、今後に具体的な整備内容を委員会、協議会で検討となる事柄が多い為、関係自治体の参画と効率的な運営をお願いしたい。		
字句修正	P. 14 ②浸水被害の軽減	阪神電鉄西大阪線橋梁については、現在既に設計が進捗している状況であり、「実施時期を検討」ではなく「実施」として欲しい。	河川室	
	P. 13 ①破堤による被害の回避・軽減	・「まちづくりとの調整済みである大庭、津之江、牧野北地区を実施」は、津之江地区について、まちづくりと高規格堤防が、現在調整中であることから、実情にあわせて 調整済みである → 調整中である と修正されたい。 ※市民に誤解と混乱を与えないように配慮されたい。	都整推進課	
	P. 8 4. 2. 6 生態系	「固有種・在来種・希少種の保護のために、…」 ⇒「天然記念物・固有種・在来種・希少種の保護のために、…」	教育委員会	
	P. 8 5. 2. 6 生態系	「(2)固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生…」 ⇒「(2)天然記念物・固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全 及び再生…」 「⑦オオサンショウウオの生息環境の保全」 ⇒「⑦特別天然記念物オオサンショウウオの生息環境の保全」 以上のように語句の追加をお願いしたいと思います。		